

C-SR顧問レポート
2017年 8月号 (第57号)

《介護事業所で活用できる》
助成金のご紹介

【今月の担当】

代表理事
三浦 修 氏



求人を出しても応募が少ない中、最近60歳以上の方からの応募が増えてきました。年齢が高くても戦力として前向きに検討し、高年齢者の活用を積極的に考えていこうと思いますが、その際に活用できる助成金はありませんか。



60歳以上の方を採用する場合、特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)、また65歳以上の方を採用する場合は、特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース)があります。ハローワークからの紹介が必要となりますので、まずはハローワークに求人を提出する必要があります。グループホームはじめ、多くの介護事業所では人手不足のため、労働力不足でどの事業所も悲鳴を上げているのではないのでしょうか。今後は、高年齢者や外国人労働者、また介護ロボットの活用が検討される中、“実現可能性が高い高年齢者”の活用は益々重要です。ぜひご活用ください。

**【特定求職者雇用開発助成金
 (特定就職困難者コース)】**

※60歳以上65歳未満の離職者を雇用する場合が対象

◆どのような助成金か・・・

高年齢者(60歳以上65歳未満)や障害者等の就職困難者を、ハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者(雇用保険の一般被保険者)として雇い入れる事業主に対して助成されます。

◆助成金額は・・・

【短時間労働者以外】

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
高年齢者(60歳以上65歳未満)、 母子家庭の母等	60(50)万円	1年	30万円 × 2期 (25万円 × 2期)
身体・知的障害者	120(50)万円	2年(1年)	30万円 × 4期 (25万円 × 2期)
重度障害者等(重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者)	240(100)万円	3年 (1年6か月)	40万円 × 6期 (33万円 × 3期) ※第3期の支給額は34万円

【短時間労働者】

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
高年齢者(60歳以上65歳未満)、 母子家庭の母等	40(30)万円	1年	20万円 × 2期 (15万円 × 2期)
障害者	80(30)万円	2年(1年)	20万円 × 4期 (15万円 × 2期)

※()内は中小企業以外の企業に対する支給額

**【特定求職者雇用開発助成金
 (生涯現役コース)】**

※65歳以上の離職者を雇用する場合が対象

◆どのような助成金か・・・

雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者を、ハローワーク等の紹介により、1年以上継続して雇用することが確実な労働者(雇用保険の高年齢被保険者)として雇い入れる事業主に対して助成されます。

◆助成金額は・・・

対象労働者の 一週間の所定労働時間	支給額	支給対象期ごとの支給額
30時間以上 (短時間労働者以外)	70(60)万円	35(30)万円 × 2期
20時間以上30時間未満 (短時間労働者)	50(40)万円	25(20)万円 × 2期

※()内は中小企業以外の企業に対する支給額

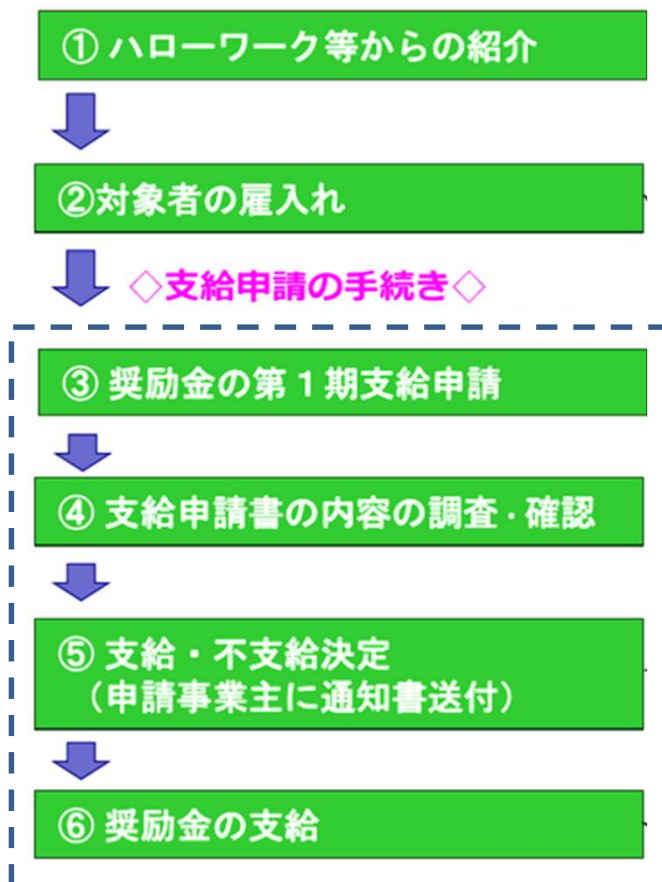
C-SR顧問レポート 2017年 8月号 (第57号)

◆対象となる事業主は・・・ ※①②ともに共通

- ① 雇用保険の適用事業主であること
- ② 対象労働者をハローワーク、地方運輸局、適正な運用を期すことのできる特定地方公共団体、有料・無料の職業紹介事業者または無料船員職業紹介事業者の紹介により、雇用保険の一般被保険者として雇い入れる事業主であること
- ③ 対象労働者を雇用保険の一般被保険者として継続して雇用すること
- ④ 対象労働者の雇入れ日の前後6か月間（以下「基準期間」という）に事業主の都合による従業員の解雇（勧奨退職を含む）をしていないこと
- ⑤ 基準期間に倒産や解雇など特定受給資格者となる離職理由の被保険者数が対象労働者の雇入れ日における被保険者数の6%を超えていない（特定受給資格者となる離職理由の被保険者が3人以下の場合を除く）こと
- ⑥ 対象労働者の出勤状況および賃金の支払い状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿など）を整備・保管し、管轄労働局長の求めに応じ提出または提示する、管轄労働局が行う実地調査に協力するなど、助成金の支給または不支給の決定に係る審査に協力する事業主であること

など全てを満たした事業主が対象です。

◆支給申請の流れは・・・



助成金とは・・・

国（厚生労働省所管）が中小企業等に対し支給する

“返済不要のお金”です！

どのようなケースで助成金がもらえるのか？

助成金の申請方法は？ など

分からない時は ぜひ専門家にご相談を・・・

※助成金の専門家は

「社会保険労務士」です。